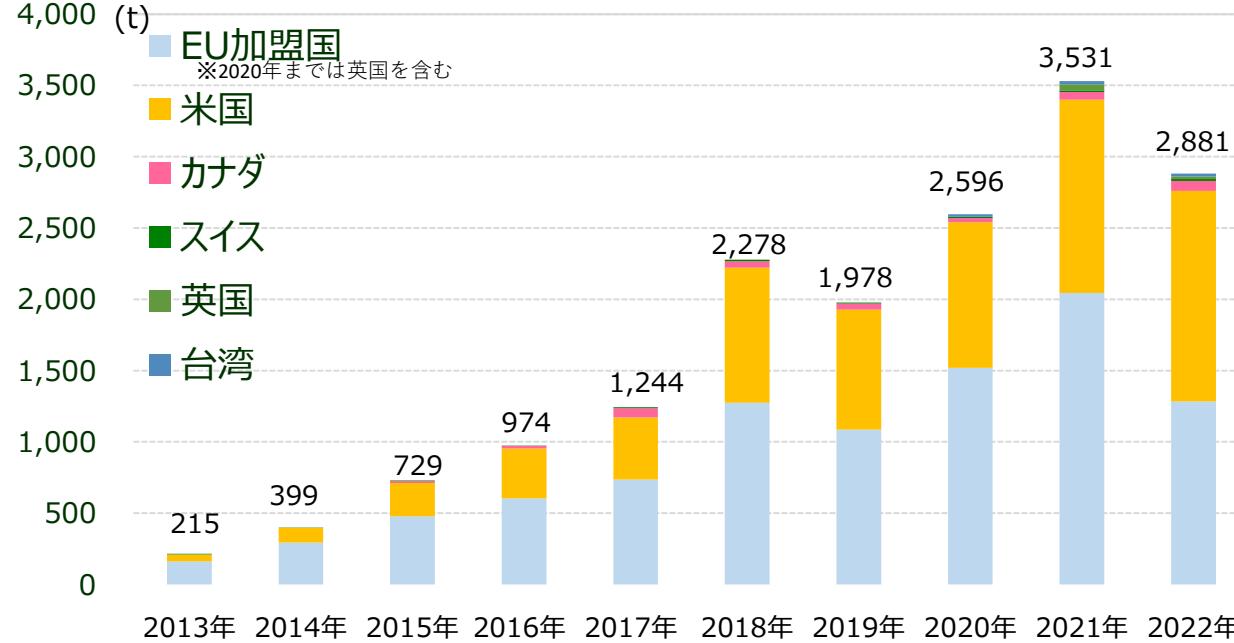


有機食品の輸出の動向

米国、EU加盟国、英国、カナダ、スイス及び台湾向け有機食品輸出数量（同等性の仕組みを利用した輸出分）の推移



※農林水産省HP「同等性の仕組み等を利用した有機食品の輸出数量の推移」をもとに農業環境対策課作成

※米国向け輸出数量は、2013年分まではレコグニションアグリーメントに基づき農林水産省から認定された認証機関が取りまとめた輸出実績のみを集計。

輸出に関する各種情報

JETRO ポータルサイト



GFP 農林水産物・ 食品輸出プロジェクト



輸出に取り組む農林漁業者、生産者団体、食品事業者の交流のための枠組み。



＜有機同等性が認められた場合＞

日本の事業者は、JAS法に基づく認定を受けければ（[有機JAS認証を取得すれば](#)）、外国・地域の有機認証を受けないで、「[有機](#)」と表示した農産物等の輸出が可能です。

＜有機同等性が認められていない場合＞

日本の事業者は、[外国・地域の有機認証を受けなければ](#)、「[有機](#)」と表示した農産物等の輸出ができません。

2022年の主な有機食品の輸出数量*

*米国、EU加盟国、英国、カナダ、スイス及び台湾向け有機食品輸出数量（同等性の仕組みを利用した輸出分）の合計

品目	輸出数量
茶	1,342 t
こんにゃく	25 t
梅加工品	59 t
味噌	128 t
しょうゆ	1,028 t
食酢	88 t

(参考) 有機農産物の輸出にあたっては、
輸出先国の残留農薬基準を確認しましょう。

有機JASで認められている農薬でも、輸出する際は、
輸出先国の残留農薬基準値の確認が必要です

品目別の残留農薬基準値についてはこちら
(輸出・国際局輸出支援課のページ) ▶



※基準値は、調査時点の数値であり、その後変更されていることがあります。輸出前に輸出先国の関係法規を確認して下さい。

有機農業に取り組む生産者の状況

- 平成22年時点で有機JAS取得農家は約4,000戸、有機JASを取得せずに有機農業に取り組む農家は約8,000戸と推定。
- 新規参入者のうち有機農業に取組んでいる者は2～3割と高い傾向。
- 令和3年時点で有機JASを取得している農家数は、北海道、鹿児島県で300戸以上、熊本県で200戸以上、13道県で100戸以上。総戸数は、経年的にやや減少しており、令和3年度は約3,700戸まで減少。

有機農業に取り組んでいる農家数の推計（H22年度）

*（）内は総農家数に対する割合

全国の総農家数	2,528,000 戸
有機農業に取り組んでいる農家戸数	12,000 戸 (0.5%)*
有機JASを取得している農家戸数	4,000 戸 (0.2%)*
有機JASを取得していない農家戸数	8,000 戸 (0.3%)*

全国の総農家数は2010年世界農林業センサス、有機農業に取り組んでいる農家戸数は、平成22年度有機農業基礎データ作成事業報告書、表示・規格課（当時）調べ

有機JASを取得している農家戸数（R3年度）

県別の有機JAS取得農家戸数（R3年度）

（戸）

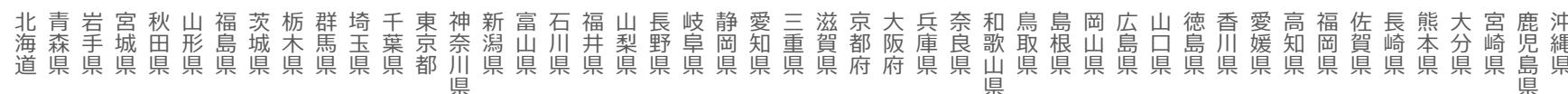
400

300

200

100

0



▼全国の有機JAS取得農家戸数（戸）の推移

新規参入者における有機農業等への取組状況（R3年度）

▼新規参入者のうち有機農業を実施する者の割合

	全作物で 有機農業を実施	一部作物で 有機農業を実施
平成22年	20.7%	5.9%
平成25年	23.2%	5.7%
平成28年	20.8%	5.9%
令和3年	16.9%	5.9%

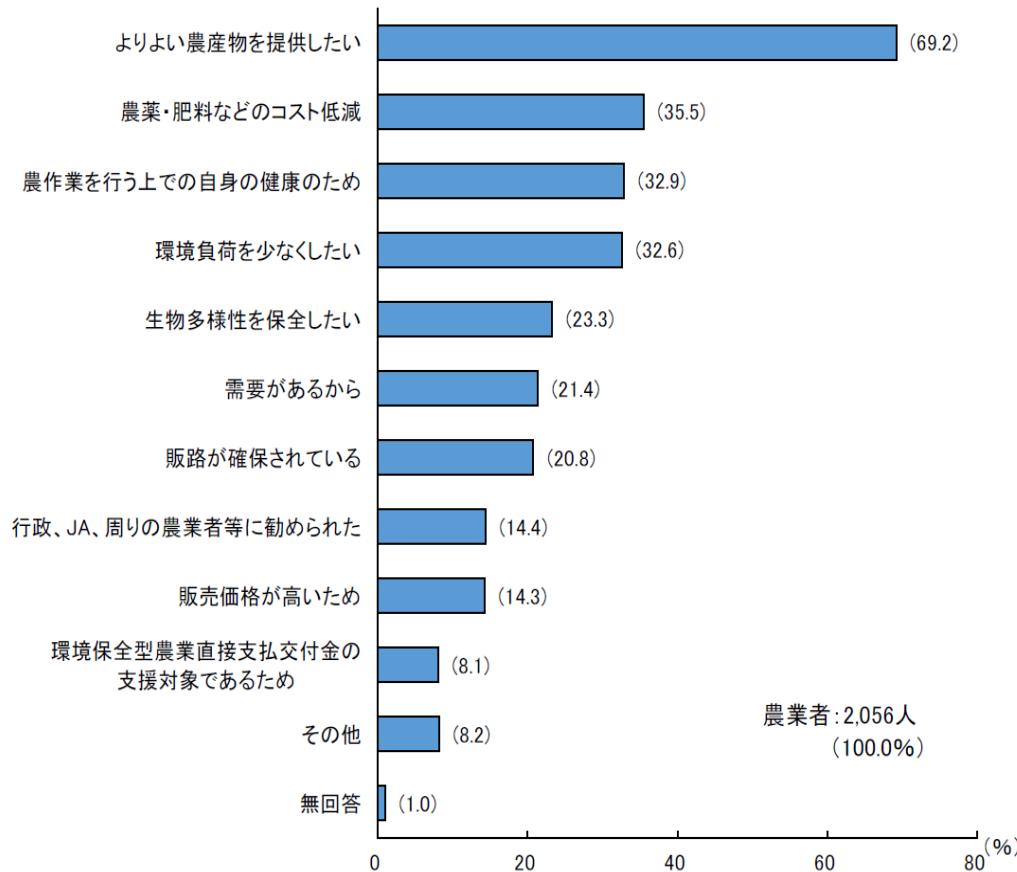
* 新規参入者とは、土地や資金を独自に調達（相続・贈与等を除く）し、新たに農業経営を開始した経営の責任者及び共同経営者

※新規就農者の就農実態に関する調査（H22, H25, H28, R3 全国農業会議所 全国新規就農相談センター）に基づき農業環境対策課作成。本調査の調査対象は就農から概ね10年以内の新規参入者。

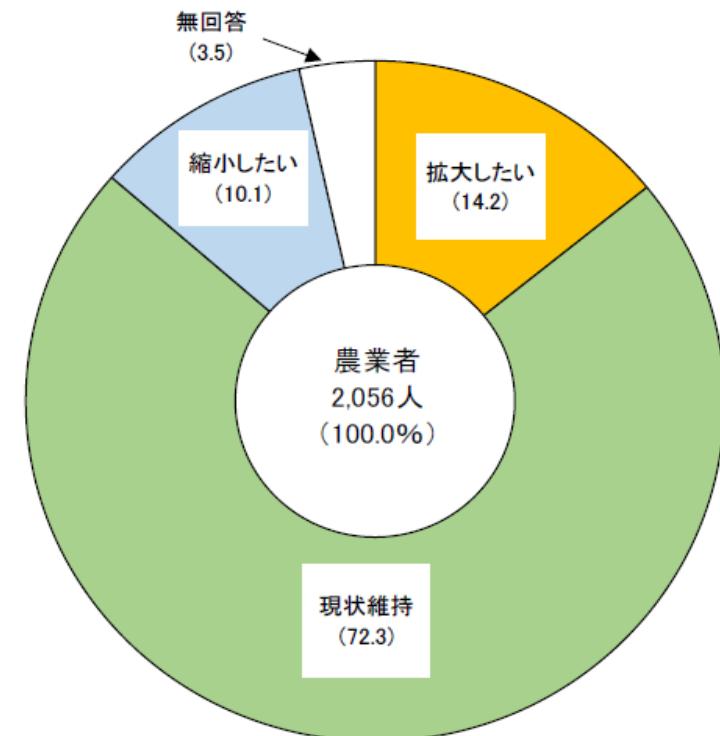
有機農業に取り組む生産者の意識

- 生産者が有機農業に取り組む理由は、「よりよい農産物を提供したい」が約7割で最も高く、次いで「農薬・肥料などのコスト低減」、「農作業を行う上での自身の健康のため」、「環境負荷を少なくしたい」の順でそれぞれ3割強程度であった。
- 今後の有機農業の取組面積については、「現状維持」が約7割と最も高く、「拡大したい」「縮小したい」はそれぞれ1割程度であった。

有機農業に取り組む理由（複数回答）



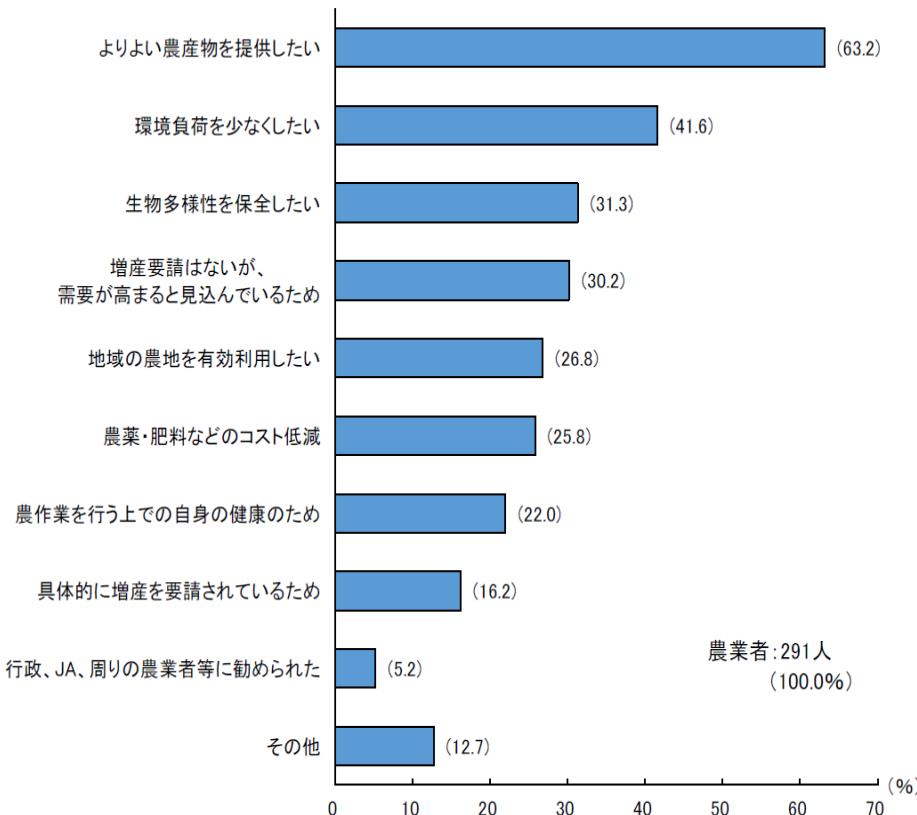
今後の有機農業の取組面積について



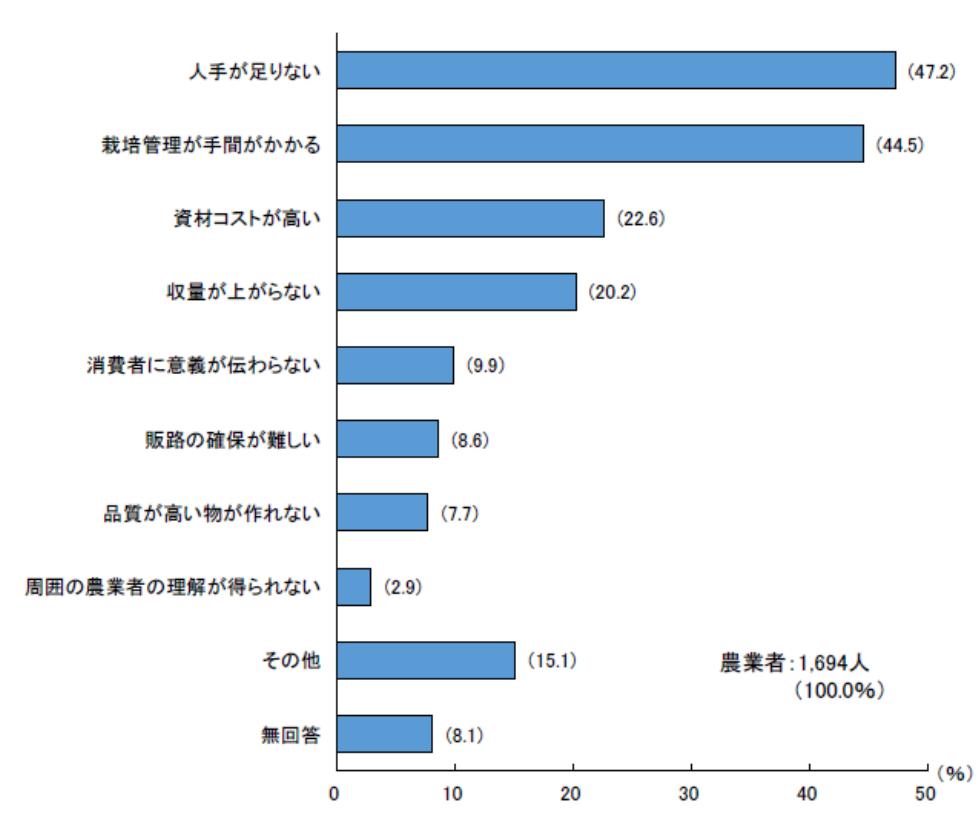
有機農業に取り組む生産者の課題

- 有機農業を行っている者が取組面積を拡大する際の理由は、「より良い農産物を提供したい」が最大で、次いで「環境負荷を少なくしたい」が多く、農産物への付加価値や環境負荷の低減の観点に関する割合が高い。
- 有機農業を行っている者が取組面積を縮小する際の理由は、「人手が足りない」が最大で、次いで「栽培管理や手間がかかる」が多く、販路開拓の課題よりも生産における人手や手間にに関する割合が高い。

有機農業の取組面積を拡大したい理由（複数回答）



有機農業の取組面積を縮小したい又は現状維持の理由（複数回答）

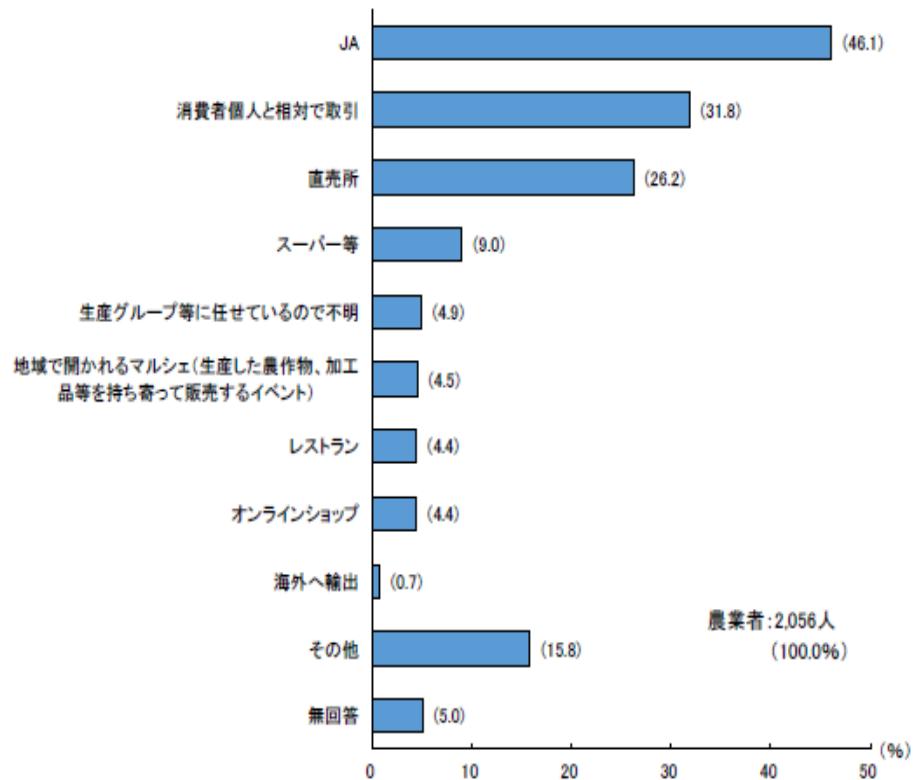


出典: 令和3年度 食料・農林水産業・農山漁村に関する意識・意向調査 有機農業等の取組に関する意識・意向調査結果

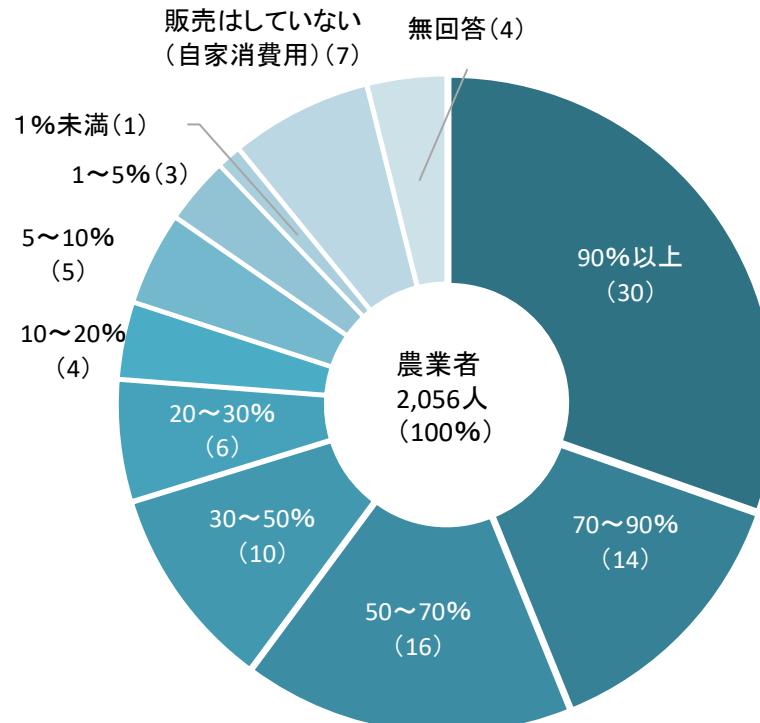
有機農産物の販売

- 有機農業で生産された農産物は、JAが46.1%と最大で、次いで消費者個人との相対や直売所が30%前後。
- 農作物全体の販売額に占める有機農業により生産された農作物の販売額の割合は、90%以上が約3割であり、50%以上は全体の約6割を占める。

有機農業で生産した農産物の販売先（複数回答）



農作物全体の販売額に占める有機農業により生産された農作物の販売額の割合

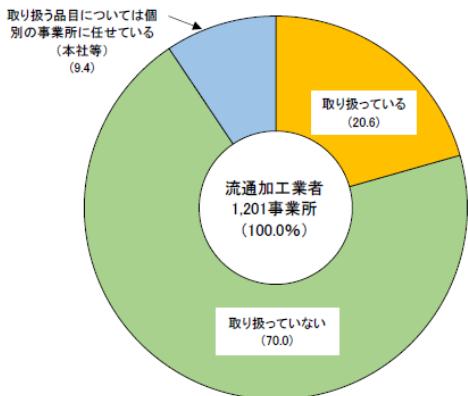


出典:令和3年度 食料・農林水産業・農山漁村に関する意識・意向調査 有機農業等の取組に関する意識・意向調査結果をもとに農業環境対策課作成

有機農産物の流通・加工業者の意識

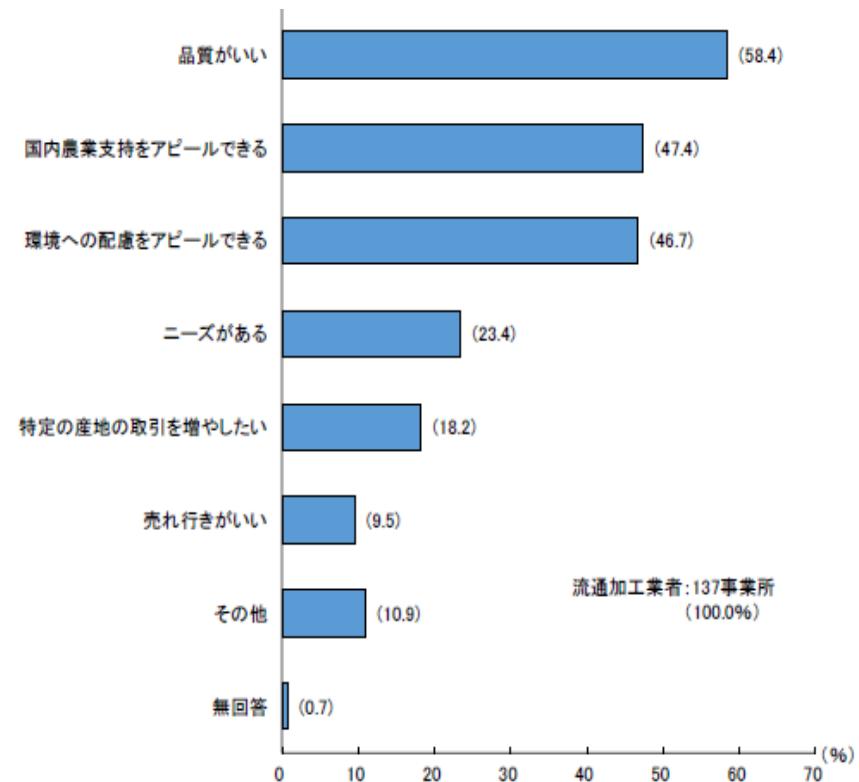
- 農産物を扱う流通加工業者の約2割は、有機農業で生産された農産物を取り扱っている。
- すでに国産有機農産物、国産有機加工品といった国産有機食品を取り扱っている事業所において、今後の国産有機食品の取り扱いについては、「増やしたい」と回答した割合が60.6%で、「現状維持」も含めると99.1%となる。
- 今後の国産有機食品の取り扱い量を増やしたい事業所において、その理由については、「品質がいい」と回答した割合が58.4%と最も高く、次いで「国内農業支持をアピールできる」、「環境への配慮をアピールできる」の順でいずれも50%弱であった。

有機食品の取り扱い



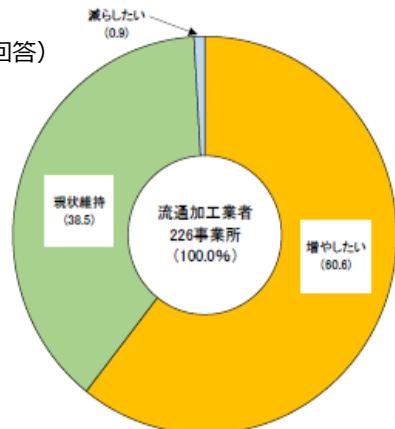
国産有機食品の取り扱い量を増やしたい理由（複数回答）

(国産有機食品の取り扱いを増やしたいと回答した事業者の回答)



今後の国産有機食品の取り扱い

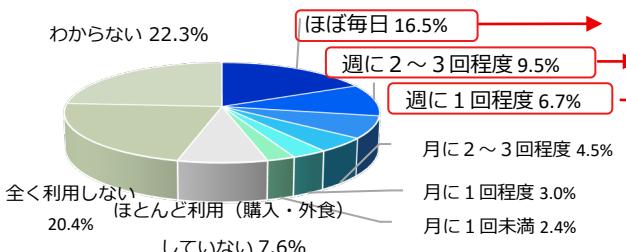
(国産有機食品を取り扱っている事業者の回答)



有機農産物の消費の動向

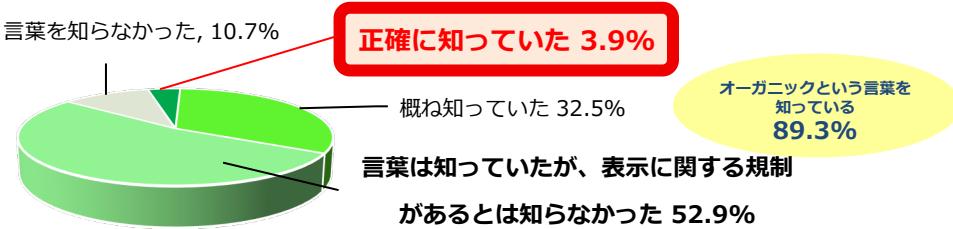
- 消費者の32.6%が、週に1回以上有機食品を利用（購入や外食）しており、約9割が有機やオーガニックという言葉を知っているものの、表示に関する規制の認知度は低い。
- 「週に一度以上有機食品を利用している」者では、
 - 「有機野菜」を購入したことがある者が5割で最大。3割以上が豆腐、納豆、パン類を購入している。
 - 9割弱がスーパーで有機食品を購入しており、農家から直接購入している者は1割弱。
 - 有機農産物に対するイメージは「健康にいい」「価格が高い」「安全である」が主だが、「環境に負担をかけていない」との回答も7割弱。

有機食品の購入や外食等の頻度

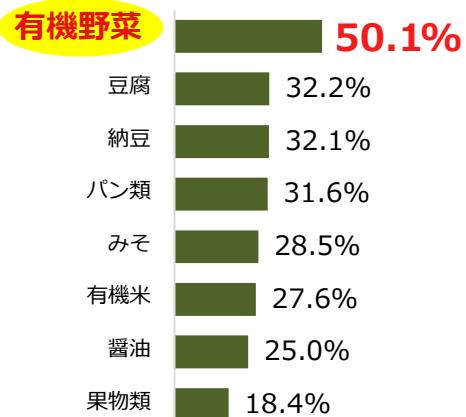


週1回以上
有機食品を利用
32.6%

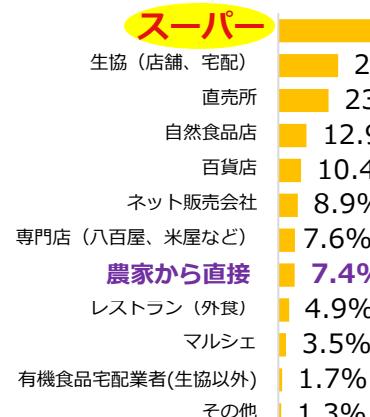
有機やオーガニックという言葉の理解度



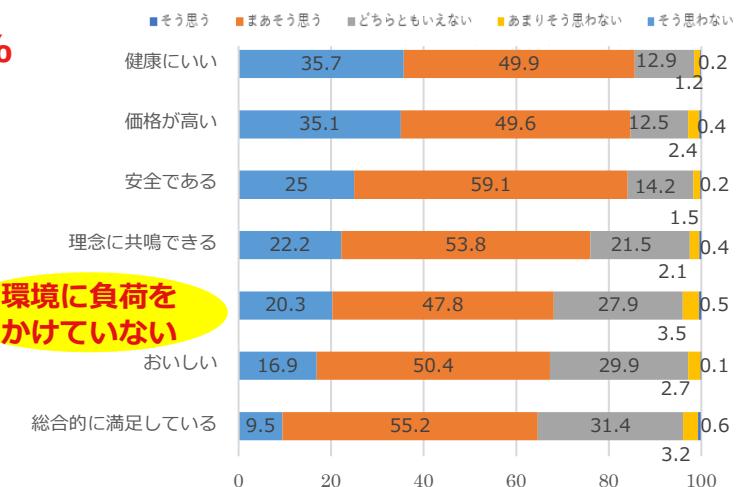
購入経験のある有機食材（複数回答）



有機食品の購入先（複数回答）



購入している有機食品のイメージ（複数回答）



有機農産物の価格の状況

- 有機栽培品（有機JASマークを貼付）は、国産標準品（慣行栽培品全体）より高価格帯で取り引きされており、一定の付加価値が市場に認められている。
- 生産者の約65%は有機農産物等の販売価格について満足している。
- 流通加工業者や消費者では、1割高までの価格を希望する者が過半。標準品から4～5割高以上の価格での取り扱いを希望する者は1割未満の状況。

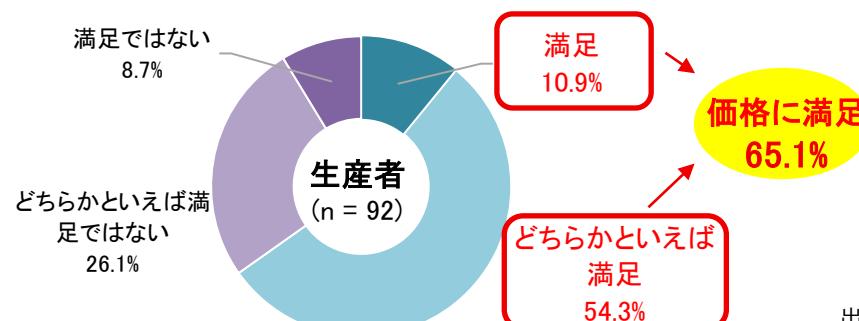
有機栽培品と国産標準品の販売価格比較（H28）

品目	国産標準品 (円/kg)	有機栽培品 (円/kg)	比率(%)
根菜類	だいこん	204	315
	にんじん	394	174
	ばれいしょ	385	147
葉茎菜類	キャベツ	178	163
	ねぎ	669	143
	たまねぎ	296	181
果菜類	トマト	697	1,078
	ピーマン	959	1,793
			187

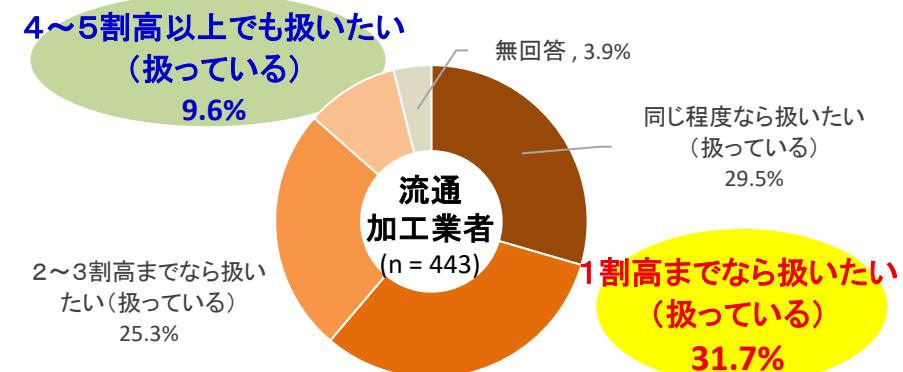
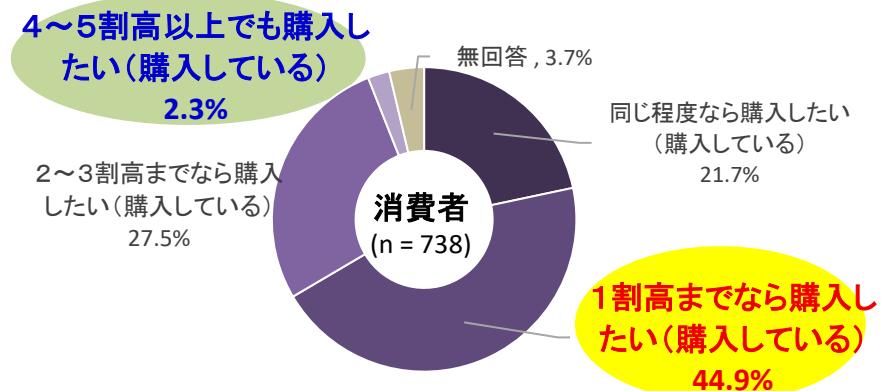
資料：農林水産省大臣官房統計部「平成28年生鮮野菜価格動向調査報告」（平成29年3月）

注) 1. 全国主要都市（21都市）の並列販売店舗における比較である。
2. 有機栽培品は、有機 JAS マークを貼付した商品が該当する。

生産者の有機農産物等の販売価格への満足度



流通加工業者と消費者の有機農産物等を購入する場合の価格



出典：H27年度農林水産情報交流ネットワーク事業 全国調査
「有機農業を含む環境に配慮した農産物に関する意識・意向調査」（平成28年2月）

有機農業の推進に関する法律

- 有機農業を推進するため、超党派による議員立法により「有機農業の推進に関する法律」（有機農業推進法）が平成18年12月に成立。
- 同法第6条に基づき、「有機農業の推進に関する基本的な方針」を平成19年に策定（平成26年に改定）し、有機農業者の支援、技術開発、消費者の理解と関心の増進、連携・協力体制の整備等を通じ、有機農業の取組拡大を推進。この状況を踏まえ、令和2年4月に本方針を改定。

有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）

第一条 目的

この法律は、有機農業の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、有機農業の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、**有機農業の推進に関する施策を総合的に講じ、もって有機農業の発展を図ることを目的とする。**

第二条 定義

この法律において、「**有機農業**」とは、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいう。

第四条 国及び地方公共団体の責務（概要）

国及び地方公共団体は、基本理念にのっとり、**有機農業の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。**

（以下略）

第六条

農林水産大臣は、有機農業の推進に関する基本的な方針を定めるものとする。

（以下略）

基本方針において定める事項

1. 有機農業の推進に関する基本的な事項
2. 有機農業の推進及び普及の目標に関する事項
3. 有機農業の推進に関する施策に関する事項
4. その他有機農業の推進に関し必要な事項

第七条

都道府県は、基本方針に即し、有機農業の推進に関する施策についての計画（**推進計画**）を定めるよう努めなければならない。

（以下略）

国（基本方針）



都道府県（推進計画）

有機農業の推進に関する基本的な方針（令和2年4月改定）

- ▶ 新たな方針（令和2年4月30日公表）では、有機農業に係る人材育成、産地づくり、販売機会の多様化、消費者の理解の増進、技術開発・調査等を通じ、有機農業の取組拡大を推進。

基本的な事項

- 有機農業の取組拡大は、以下のような特徴から農業施策の推進に貢献。
 - ▶ 農業の**自然循環機能を大きく増進**し、農業生産に由来する**環境への負荷を低減**、さらに**生物多様性保全や地球温暖化防止等**に高い効果を示すなど農業施策全体及び農村における**SDGsの達成に貢献**。
 - ▶ 国内外での需要の拡大に対し国産による安定供給を図ることが、**需要に応じた生産供給や輸出拡大推進に貢献**。
- 有機農業の拡大に向け、農業者その他の関係者の自主性を尊重しつつ、以下の取組を推進。
 - ▶ **有機農業の生産拡大**：有機農業者の**人材育成、産地づくり**を推進。
 - ▶ 有機食品の**国産シェア拡大**：販売機会の多様化、消費者の**理解の増進**を推進。

推進及び普及の目標

- 10年後（2030年）の国内外の有機食品の需要拡大を以下のように見通し。

<国内の有機食品の需要>

1,300億円（2009） → 1,850億円（2017） → **3,280億円（2030）**

<有機食品の輸出額>

17.5億円（2017） → **210億円（2030）**

- この需要に対応し、**生産および消費の目標**として、以下を設定。

[有機農業の取組面積]

23.5千ha（2017） → **63千ha（2030）**

[有機農業者数]

11.8千人（2009） → **36千人（2030）**

[有機食品の国産シェア]

60%（2017） → **84%（2030）**

[週1回以上有機食品を利用する消費者の割合]

17.5%（2017） → **25%（2030）**

推進に関する施策

- 有機農業をSDGsへ貢献するものとして推進し、その特徴を消費者に訴求していくため、**人材育成、産地づくり、販売機会の多様化、消費者の理解の増進**に関しては、**国際水準以上の有機農業の取組を推進**。
- 調査や技術開発等は、**国際水準に限らず幅広く推進**。

※青太字は今次基本方針にて追加された施策

▶ **人材育成**：就農相談、共同利用施設整備、技術実証、**土壌診断DB構築**、指導員の育成・現地指導等

▶ **産地づくり**：拠点の育成、**有機農業に適した農地の確保**・団地化、**地方公共団体のネットワーク構築**等

▶ **販売機会の多様化**：多様な業界との連携、**物流の合理化**、**加工需要の拡大**、**有機認証取得時の負担軽減**等

▶ **消費者の理解の増進**：表示制度等の普及啓発、食育等との連携、**小売事業者等と連携した国産需要喚起**等

▶ **技術開発・調査**：**雑草対策**、**育種**等、地域に適した技術体系の確立、各種調査の実施と**わかりやすい情報発信**等

中間評価及び見直し

- 10年後（2030年）を**目標年度**としつつ、達成状況を隨時確認し、**5年後を目途に中間評価を行い見直しを検討**。

令和4年度補正予算及び令和5年度有機農業関連予算概要

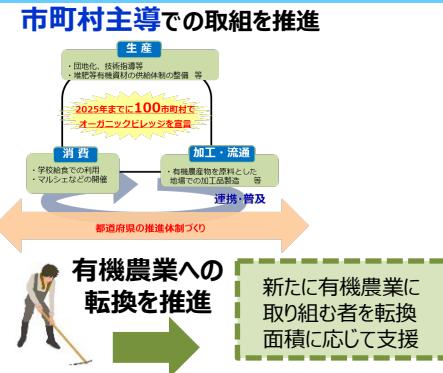
1. みどりの食料システム戦略推進総合対策

地域ぐるみのモデル的先進地区を創出するとともに、関係者の行動変容と相互連携を促す環境づくりを支援

【令和5年度予算額 696（847）百万円の内数】
【令和4年度補正予算額 3,000百万円の内数】

（1）モデル的先進地区の創出

地域ぐるみで有機農業に取り組む市町村等の取組を推進するため、有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者のみならず事業者や地域内外の住民を巻きこんで推進する取組の試行や体制づくりについて、物流の効率化や販路拡大等の取組と一緒に支援するとともに、新たに有機農業に取り組む農業者を支援



（2）人材育成や需要喚起等を通じた現場の取組の推進

有機農業の拡大に向けた現場の取組を推進するため、

- ① 有機農業指導員の育成・確保
- ② 有機栽培のノウハウを提供する民間団体の指導活動や、農業者の技術習得等による人材育成
- ③ 農業者等による有機農産物の安定供給体制の構築
- ④ 事業者と連携して行う需要喚起の取組



（3）グリーンな栽培体系への転換サポート

それぞれの产地に適した「環境にやさしい栽培技術」と「省力化に資する先端技術等」を取り入れた「グリーンな栽培体系」への転換を推進するため、产地に適した技術を検証し、定着を図る取組を支援

- 产地に適した「環境にやさしい栽培技術」、「省力化に資する先端技術」等の検証

化学農薬低減
有機農業
化学肥料低減
温室効果ガス削減

- 成果の普及

グリーンな栽培マニュアルの策定
→ 広く情報発信
产地戦略(ロードマップ)の策定

（4）有機農産物の販路拡大、新規需要開拓の推進

有機農産物の販路拡大と新規需要開拓を促進するため、

- ① 有機農産物の新規取扱いに伴う掛かり増し経費や、新たな市場への試験的な導入を行う取組を支援
- ② 有機農業の環境保全効果の消費者への訴求
- ③ 生産者と事業者とのマッチングを支援



2. 環境保全型農業直接支払交付金

農業生産に由来する環境負荷を軽減するとともに、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動を支援。

[お問い合わせ先]

農産局
農業環境対策課
03-6744-2114

【有機農業の交付単価】

国際水準の有機農業を実施していることが要件となります。
※有機JAS認証取得を求めるものではありません。

- そば等の雑穀・飼料作物以外 : **12,000円/10a**

炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合※に限り、2,000円を加算。

- そば等の雑穀・飼料作物 : **3,000円/10a**

※土壤診断を実施するヒビにも、堆肥の施用、カバーコーブ、ブランチマチ、草生栽培ひばりかけを実施していただきます。

【取組拡大加算】

有機農業の新規取組者の受け入れ・定着に向けた活動を行う農業者団体を支援

<交付単価> **4,000円/10a**

【令和5年度予算額 2,650（2,650）百万円の内数】



本制度は予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全額合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。

より詳しくは→



・有機農業産地づくり推進（みどりの食料システム戦略推進交付金）

地域ぐるみで有機農業に取り組む **市町村等の取組を推進**

有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者のみならず事業者や地域内外の住民を巻き込み

先進地区創出に向けた取組試行

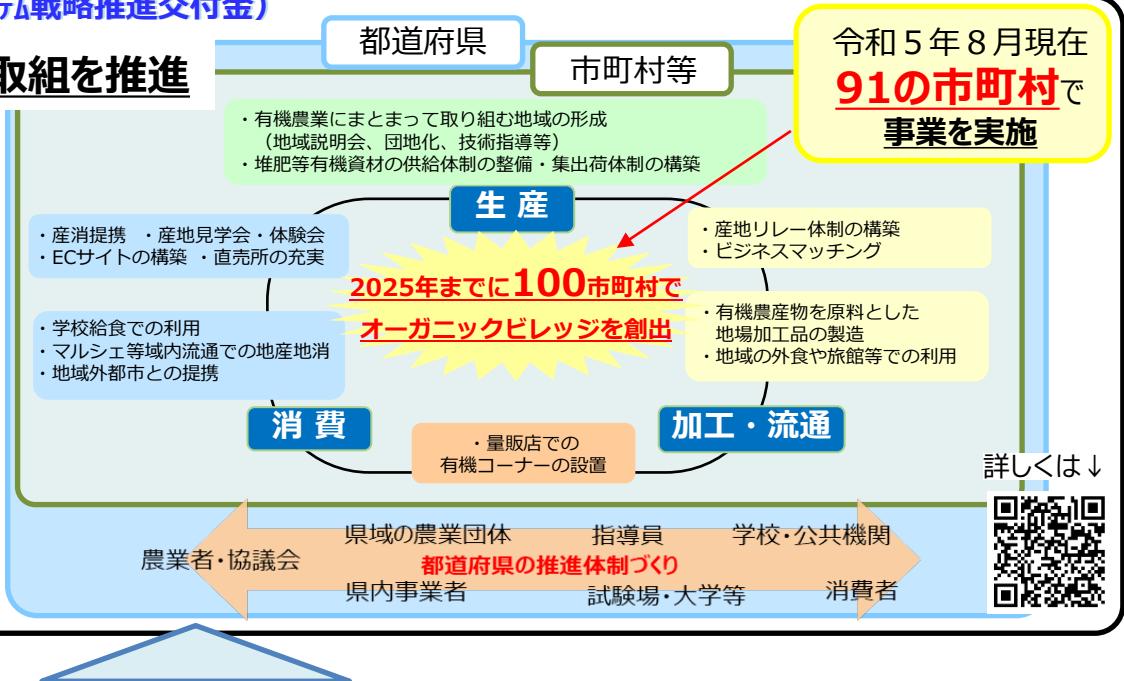
- ①構想の聴取
- ②行動的取組の実施
- ③実施計画の取りまとめ
等を支援。

推進体制構築支援

- ①暫定段階の取り組み
- ②推進体制づくり
等を支援。

（関連）先進事例の共有

各地の取組を発信し横展開を促進



・オーガニック産地育成事業

地域の有機農業者等のグループによる、技術習得・販路確保等を支援

オーガニック産地育成事業

有機農業への新規参入者等



①技術研修会の開催等

- 以下のような取り組みを支援
 - ・技術講習会の開催
 - ・栽培技術マニュアルの作成
 - ・新たな技術の実証
 - ・研修会場の設置
 - ・土づくりの実証等



栽培力・経営力の向上

熟練有機農業者



②販路確保に向けた取組

- 以下のような取り組みを支援
 - ・販売戦略検討
 - ・展示会出展
 - ・需要調査・商談
 - ・実需者の産地への招へい
 - ・学校給食関係者等との打合せ

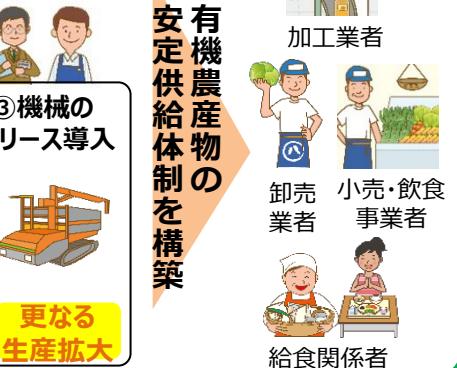


新たな販路の確保

関係者



有機農産物の安定供給体制を構築



更なる生産拡大

○販路確保型

(補助率定額)

協議会であって、以下が参画

- ・5名以上の有機農業者
(熟練有機農業者／新規に有機農業を開始する者を1名以上含む)
- ・有機農産物等の利用を新たに計画または拡大を計画している自治体職員
- ・近隣の農業者、事業者等の関係者

○供給拡大型 (補助率1/2)

協議会の他、本事業の成果を受ける有機農業者か3戸以上又は農業従事者が5名以上等の要件を満たす法人等も可。

過年度の取組事例集

